第 535 回広島地方最低賃金審議会 議事録

広 島 労 働 局 広島地方最低賃金審議会

第 535 回広島地方最低賃金審議会 議事録

日時

令和3年7月30日(金)13:57~15:10

場所

広島 YMCA 国際文化センター 2 号館大会議室

出席者

【公益代表委員】

三井会長、岡田会長代理 井上委員、酒井委員、村上委員

【労働者代表委員】

国友委員、佐﨑委員、角委員、橋本委員、山崎委員

【使用者代表委員】

池久保委員、巣守委員、中野委員、長谷川委員、藤井委員

【関係者】

三宅参考人、森岡参考人、門田参考人

中国経済産業局産業部中小企業課中井課長補佐、広島労働局雇用環境均等室神鳥専門監督官

【事務局】

阿部広島労働局長、山口労働基準部長、狭間賃金室長、吉川賃金室長補佐、 坂本賃金指導官、森川給付調査官

議題

- (1) 広島県最低賃金専門部会の設置について
- (2) 広島県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について
- (3) 生活保護水準との乖離状況について
- (4) 令和3年度地域別最低賃金改定の目安について
- (5) その他

議事

○吉川賃金室長補佐

それでは、若干早うございますけれども皆様お揃いになりましたので、只今から第535回広島地方最低賃金審議会を開会致します。本日の各委員の出席状況でございますが、公益代表委員5名中5名、労働者代表委員5名中5名、使用者代表委員5名中5名、計15名の全委員にご出席を頂いております。最低賃金審議会令第5条第2項の要件を満たしておりますので、本審議会は、有効に成立、開催されていることをご報告申し上げます。また、本審議会の公開につきまして、去る7月15日から21日までの間、公開の公示を致しましたところ、傍聴を希望される方が3名おられました。3名の方が本日の審議会を傍聴されていますので併せてご報告致します。傍聴される

方々は、事前にご説明しております遵守事項に従って頂きますよう、よろしくお願い 致します。

それでは、議事に入ります前に阿部広島労働局長よりご挨拶を申し上げます。

○阿部広島労働局長

広島労働局長の阿部でございます。審議会冒頭にあたり、御挨拶申し上げます。委 員の皆様方には日頃から労働行政の運営について、格別のご支援・ご理解をいただい ておりますこと、まずもってお礼申し上げます。また本日はご多用のところ、お暑い 中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。重ねてお礼申し上げたいと思い ます。さて、7月16日に中央最低賃金審議会から、本年度の地域別最低賃金額の目 安額についての答申があったところですございます。詳細は後程事務局から説明をさ せていただきたいと思っておりますけれど、今年度の目安については、金額について 意見の一致をみるに至らなかったということとされまして、地方最低賃金審議会にお ける審議に資するためとして、目安に関する公益委員見解及び目安小委員会報告を提 示するものとされたところでございます。なお、公益委員見解ではすべてのランクに おいて28円という額が示されている状況でございます。また答申の中では、地方最 低賃金審議会の議論の結果を十分な関心を持って見守ること、地方の審議会において、 公益委員見解を十分参酌され自主性を発揮されることを強く期待することとしてい るものということを期待されているところであります。委員の皆様方におかれまして は厳しい暑さの中ではございますが、こういった中賃の答申も理解をいただきながら 集中的な審議をお願いすることになろうかと思いますが、世間の関心も非常に高い部 分もございます。オリンピックに負けないような状況で是非とも熱い審議をお願いで きればと思っております。中賃の答申、先般申し上げた諮問の内容、広島県の実情も 考慮した賃金額をお纏めいただきますようお願い申し上げて、開会のあいさつとさせ ていただきます。本日は本当によろしくお願い申しあげます。

○吉川賃金室長補佐

それでは、本日の配布資料について、ご説明致します。ファイル資料ですが、本体資料と別冊資料1.2の3部に分けております。1部目は本体資料で資料No.1の1からNo.11の3までで構成されています。前回の本審から1か月近くが経過しておりますので、別冊資料1には労働経済関係の最新版の資料をご用意いたしました。別冊資料2には、7月2日に公示して改正決定に係る意見を求めた結果、提出された意見書等が綴られております。以上です。揃っておりますでしょうか。それでは、これより議事に入りますので、三井会長、以後の議事進行をよろしくお願い致します。

○三井会長

はい、それでは、これより議事を始めたいと思います。まず、議事(1)の「広島県 最低賃金専門部会の設置」についてでございます。事務局より説明をお願い致します。

○吉川賃金室長補佐

はい、第534回広島地方最低賃金審議会における改定決定の諮問を受けまして、令和3年7月2日付けで専門部会委員の推薦公示を行ないましたころ、労働者代表委員については5名、使用者代表委員は3名の候補者の推薦がありました。これら候補者の中から、資料No.1の2広島県最低賃金専門部会委員名簿のとおり、7月21日付けで任命させて頂いておりますので、ご報告致します。

○三井会長

はい。只今の「広島県最低賃金専門部会の設置について」の事務局からの説明について、何かご質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、広島県最低賃金専門部会の設置が報告されましたので、専門部会での慎重な調査審議をお願いしたいと思います。

次に議事(2)でございますが、「広島県最低賃金の改正決定に係る関係労使の意見の申出について」ということで、事務局からご説明をお願い致します。

○狭間賃金室長

はい、それでは関係労使からの意見の申出についてご説明致します。最低賃金法第25条第5項に基づいて、令和3年7月2日付けで関係労使の意見聴取に関する公示を行いましたところ、団体・個人を含めて最低賃金の改正に関する21の意見書等の提出がありましたので、ご報告いたします。時間の都合もありますので、申出者と意見書の表題のみ申し上げて御紹介させていただきます。資料の中ほどに色紙を差し込んでおります。後ろのほうのピンクの色紙がありますでしょうか。そこから後ろに皆様からの意見書をお付けしておりますので、併せてご覧ください。

全国労働組合総連合中国ブロック協議会と広島県労働組合総連合 議長 神部泰様連名で「最低賃金引上げと全国一律最低賃金制の確立を求める要請書」、広島市教職員組合 三宅敏明 様「広島県最低賃金引き上げの意見」そして、尾道三原地域労働組合総連合 議長 川井雄二 様ほか10名の団体又は個人の方から同じ内容で「最低賃金の引き上げを求める意見書」、全労連・全国一般、広島合同労働組合 生協ひろしまパート支部 事務局長 森岡朋子 様「最低賃金引き上げへの意見書」続いて、広島県労働組合総連合 事務局長 門田勇人 様「最低賃金の引き上げのために中小企業と地域経済を守る政策の充実を」そして、全広島教職員組合 神部 泰 様 「広島県の最低賃金の改正決定に係る意見」続きまして、郵政産業労働者ユニオン 岡崎徹 様「2021 年広島県最低賃金改定の審議に向けての意見書」続いて、郵政産業労働者ユニオン中国地方本部 広島県協議会事務局長 上関英穂 様「広島県最低賃金の改定決定に係る意見書」続きまして、広島市留守家庭子供会指導員労働組合 執行委員 大内理技 様「広島地方最低賃金審議会における意見書」広島中央保健生協労働組合 副執行委員長 倉野隆行 様「最低賃金の改正決定に係る意見書」

また、21 番目としまして、広島弁護士会から「最低賃金額の引上げを求める会長声明」が提出されております。

これらの取扱いについては、会長ともご相談させていただき、意見書・声明文については、その写しを各委員に配布することについての御了解をいただいておりますので、そのような取り扱いをさせていただいているところでございます。

また、全国一律最低賃金制の実現、最低賃金を1,500円以上に引き上げ、中小企業への支援策の拡充を求める意見書として関係労働者2955筆の署名が提出され、こちらの会場に閲覧できるようにしてありますのでご案内します。請願の趣旨につきましては、意見書・声明文の末尾に様式を参考までにおつけてしております。

本日は、広島市教職員組合の三宅敏明 様、全労連・全国一般、広島合同労働組合生協ひろしまパート支部 事務局長 森岡朋子 様、広島県労働組合総連合 事務局長 門田 勇人 様の3名から、意見陳述の申し入れをいただいております。

意見陳述の申入れについてはどのように対処させていただくのがよろしいでしょうか。

○三井会長

はい、関係労働者から本審議会に対しまして、意見陳述の申入れがあったのであれば、最低賃金法第25条第5項に基づきご意見をお聞きしたいと思います。意見陳述につきましては、各自5分以内でお願いしたいと思います。

○三宅参考人

皆さん、こんにちは。労働者の労働条件の向上と県民経済の健全な発展に向けご尽 力頂いている広島地方最低賃金審議会の委員の皆様に心より敬意を表します。本日は 意見陳述の機会を与えて頂き、感謝申し上げます。ありがとうございます。私は広島 市教職員組合ヒロシマ労連の三宅敏明と申します。広島県最低賃金引上げの意見を申 し上げますのでよろしくお願いします。趣旨としてはですね、最低賃金の大幅引き上 げを要請いたします。それから、広島県からの人口流失を防ぐため、地域間格差をな くし、全国一律制にしてください。そして中小企業の支援に力を注いでいただくよう、 よろしくお願い申し上げます。その理由といたしまして、1コロナ禍で生活がひっ迫 しています。シングルマザー、非正規労働者は生活が苦しく、大変な生活を余儀なく されています。賃金を上げてもらわなければ、生活が立ち往きません。2しまむら・ ユニクロなど全国どこでも同一価格なのに、同じ仕事をしても地域ごとで賃金が違う のは納得できません。最低生計費は、全労連加盟の各県での調査でも明らかになりま したが、最低生計費調査をした結果、全国どこでも月額 25 万円以上ないと生活でき ないことがわかります。時間単価に直すと 1500 円以上は必要という数字が計算で出 てきております。私たちは、1500円を要求させていただきます。3賃金の地域間格差 により、人口流出が起こり、都市部への一極集中が起きています。広島県の人口流失 を止めるためにも地域間格差をなくし、全国一律制にして矛盾をなくしていただきた いと強く願います。そして、エッセンシャルワーカーの待遇改善につなげるためにも、 賃上げの流れを取り戻したいと考えております。そして中小企業に対し、政府による 支援をもっともっとお願いしたいと思っております。政府は社会保険料の減免や補助

金支給などで中小企業を支え、最低賃金を上げやすくする環境整備に取り組んでいた だきたいという風に切に切に考えております。以上の趣旨で理由を申し上げます。最 低賃金を引き上げていただきたい。どうしてそんなことを要求申し上げるかといいま すと、私はこんな声を聞きました。私は食べなくてもいいけど、二人の子供たちにひ もじい思いをさせたくないとシングルマザーは語りました。新型コロナウイルスの影 響で収入が激減し、所持金がわずかになりながらも歯を食いしばって生きています。 新型コロナウイルスの感染拡大から1年経過、市民の生活に深刻さが増しています。 このシングルマザーはトリプルワークで子育てを懸命に行っています。委員の皆様、 このように歯を食いしばって必死で生活している家族にお心配りをいただくようよ ろしくお願いいたします。コロナ危機の中で、医療・介護・福祉、小売業など社会生 活を支えているエッセンシャルワーカーの多くが最低賃金に近い低賃金であること はとても深刻なことでございます。その多くが非正規雇用の女性です。新型コロナウ イルス感染対策の最前線で働く医療福祉従事者の7割以上は女性です。感染の危険に さらされながら、低賃金・加重労働の職場で医療・介護を支えています。そして、女 性労働者の約6割は非正規雇用労働者です。コロナ不況の下でもすぐに切捨ての対象 となっています。時間が来たのであと申し上げたいのですけど、全国一律制と中小企 業への支援を重ねて申し上げまして私の発言とさせていただきます。ありがとうござ いました。

○森岡参考人

失礼いたします、生協ひろしまパート支部で働いております、事務局長をやってお ります森岡朋子と申します、よろしくお願いします。最低賃金引上げへの意見書とし て、1最低賃金を今すぐ 1000 円以上に、昨年から続く新型コロナウイルス感染拡大 は収束が見えません。また、補償制度が十分ではなく、収入の激減や雇止めなど低賃 金労働者の暮らしが直撃されています。非正規労働者の実態は、学生アルバイト・年 金だけでは暮らせない高齢者・ひとり親世帯など様々です。ひと昔前までの家計の補 助的な意味合いで働くと思われていた状況ではありません。社会保険を掛けたいから と正規雇用を目指して対応を変えず、仕方なく時間給者として短時間契約をいくつも こなしている方もいます。平成29年4月からは、短時間労働者への社会保険適用拡 大が行われていますが1000円にも満たない時給では、社会保険料を差し引かれた 手取り賃金では家賃・光熱費を支払うと、食費もかつかつで貯蓄など夢のまた夢なの です。将来もらえるであろう年金額もまた少なく不安は増すばかりです。若者が少し でも時給の高い地域で働きたいと首都圏を目指しふるさとへ帰らないというのも仕 方がない状況かと思います。最低賃金の低さは、労働者からお金だけでなくゆとりの 時間も奪っています。たとえ1000円になっても年収200万程度ですが、賃金の 底上げで消費を促し、暮らしの改善につながることが望めます。是非とも今すぐ10 00円への引上げを審議していただきたいと思います。2番目として、最低賃金は全 国一律に、私たちの上部団体である全国労働組合総連合は、22の都市で最低生計費 調査に取組みました。その調査から全国どこで暮らしても生活に必要な費用はほぼ同

じで、25 歳独身単身者が自立した暮らしをするためには、時給 1500 円以上、年収 300 万は必要であると結果が出ています。これは決して贅沢な暮らしではなく、ささやか な暮らしを実現するための時給です。暮らす場所により賃金が違うことは格差です。

憲法が保障する健康で文化的な暮らしを実現するためには、全国一律最低賃金制度は、地元で暮らす条件になると街頭アンケートでも声が寄せられています。今こそ都心部への人口集中を減らし、地方で暮らしが成り立つ賃金を保証すること、地方の経済を活性化させることが必要です。全国一律最賃制度の論議をお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

○門田参考人

はい、よろしくお願いします。広島県労働組合総連合で事務局長の門田隼人です。私は最低賃金引上げのために、今日の論議になると思いますけれど、中小企業と地域経済を守る精査の充実という点で意見を述べようと思います。新型コロナ感染が収まらない中、企業の吸廃合・解散は2020年で約5万件、失業率も3%、有効求人倍率など最近若干改善しているように見えますが、非正規・女性など弱い立場の労働者に厳しさが集中しています。今回、政治主導で中央最低審議会が28円引き上げる目安をまとめました。これに対し、日本商工会議所は、中小企業は経営が困窮しており、雇用に深刻な影響が出ることを強く懸念する、そういった見解を出されています。国民生活を支えるエッセンシャルワーカーの多くは、最低賃金近傍の賃金で働いています。その賃上げは確実に消費につながり、経済の循環に大きく貢献するわけですから、中小企業経営にとっても、最低賃金のアップは大きくプラスに働くのではないでしょうか。高知県労連が2016年に発表した試算では、最低賃金を1500円に引き上げることにより、消費需要の評価額・地方税を合わせると、最低賃金引上げに必要な原資と同等であるということを見込んでいます。今年、山口県で多くのところでこういった試算がなされています。このように経済の波及効果は大きいと思われます。

しかし、原資のすべてを中小企業に押付けるのは無理があります。最低賃金引上げのための支援策は、フランス 2 兆 2800 億円、韓国でも 9800 億円ですが、日本の最低賃金引上げのための中小企業支援策である業務改善助成金は十数億円に過ぎません。さらに問題は、この制度は、機械投資やポスシステム等 75 ページ以降に資料を出されていますけれど、そういった生産性向上のための設備投資が要件とされていることです。現在、ご存じのように中小企業の多くが赤字経営です。新規投資できるそういった企業がどれだけあるでしょうか。それでは実効性の乏しい制度だと言わざるを得ません。まず、設備投資条件はなくすべきです。また、労働局におかれましては、昨年度の労働局のこの管轄での業務改善助成金の助成対象事業費、その中で活用した事業費、そういったことも示していただきたいと思います。もし、フランスのような社会保険料の事業主負担を減免するなど、抜本的な対策があれば、中小企業も躊躇なく賃金を上げることができます。政府が中小零細企業にしっかりと支援を行うことは、コロナ禍においても最も重要なことであり、総選挙が近づいているから、政治主導で最低賃金を上げろと号令をかけるだけでは何も解決はしません。今年6月には福岡県議会に続き、京都府議会でコロナ禍での緊急経済対策と最低賃金引上げを国に求める意

見書を与野党すべて全会一致で可決をしました。広島地方最低賃金審議会におかれましては、議会ではありませんけれど、政府の経済支援策の要望を入れたうえで大幅な最低賃金引き上げの答申を出していただくことを強く要望し、発言といたします。ありがとうございました。

○三井会長

はい、ありがとうございました。以上3名の方から貴重なご意見を述べて頂きました。また要請、声明、意見等の提出も多々ございましたけれども、これらの内容につきましては、今後の審議において参酌させて頂きたいと思っております。それでは続きまして、議事(3)「生活保護水準との乖離状況」について事務局から説明をお願い致します。

○坂本賃金指導官

生活保護水準との乖離状況についてご説明します。お配りしております資料No.3の19ページからの「生活保護と最低賃金」をご覧いただきたいと思います。最低賃金との比較に用います生活保護費は大まかに申しますと、「生活扶助費」と「住宅扶助費」を合計したものです。生活扶助費とは、食費、被服費、光熱費等に相当するもので、定額給付でございます。住宅扶助費とは、実際の家賃に相当するもので、決められた限度額内での実額給付でございます。これらのことから、生活保護費は、家賃の増減や住宅扶助を受ける世帯数の増減を主たる要因として、毎年、変動いたします。

通し番号 23 ページ「最低賃金額と生活保護費の比較(令和3年度)」をご覧ください。これは、各都道府県別に令和元年度改定基準による生活保護費と最低賃金額との比較をしたものです。令和元年に改正されました広島県最低賃金との乖離額は、月額にして19,849円、時間額に換算しますと140円(1円未満切り上げ)となり、最低賃金額が生活保護費を1時間当たり140円上回っており、最低賃金と生活保護費との乖離、逆転現象は生じていないものでございます。

○三井会長

只今の事務局からのご説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

(発言なし)

○三井会長

はい。続いて議事の(4)「令和3年度地域別最低賃金改定の目安」につきまして、 事務局から説明をお願い致します。

○狭間賃金室長

はい、「令和3年度地域別最低賃金改定の目安について」説明の前に、中央最低賃金審議会での目安額改定審議の際に参考資料として用います賃金改定調査に集計誤りが判明しまして、第4表の数値を訂正したことにつきましてご説明させていただきます。

お手元の資料 No. 2通し番号 16 ページをご覧ください。「賃金改定状況調査結果の訂正について」と題しまして一枚ものがございます。こちらの統計は抽出調査でございますので、統計をまとめるときに復元をいたします。その時に使用する母集団労働者数が誤っていることが確認されましたので、正しい数値で再集計して訂正したものを中央最低賃金審議会には提出しております。訂正内容はこの 16 ページの記 1、訂正内容のところにございますけれど、令和 3 年、令和 2 年調査とも訂正がございます。広島に関係がございます B ランクを見ていただきますと、令和 3 年調査結果では、賃金上昇率になりますが、マイナス 0.1%からプラス 0.1%、令和 2 年におきましては、プラス 0.4%からプラス 0.7%といずれも上方へ訂正されています。なお、これより前につけております資料 No.2 には、訂正後の「令和 3 年賃金改定状況調査結果」をお付けしております。

では、令和3年7月16日に開催されました中央最低賃金審議会におきまして、令和3年度地域別最低賃金額改定額の目安についての答申が出されましたので、ご報告申し上げます。資料No.11-1通し番号85ページをご覧ください。

中央最低賃金審議会目安小委員会では、累次に亘る真摯な議論が展開された結果、7月14日に目安に関する小委員会報告が取りまとめられ、それを受けて、7月16日に中央最低賃金審議会会長から田村厚生労働大臣に対しまして令和3年度地域別最低賃金額改定の目安が答申されたものです。この答申には、資料No.11-2通し番号86ページ「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告」と資料No.11-3通し番号91ページ「令和3年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」が添付されております。労使それぞれの見解の内容につきましては、小委員会報告を御確認いただければと思います。

それでは、まず、答申文を読み上げ、その後、答申の内容につきまして、かいつまんでご説明申し上げます。85ページの答申文をご覧ください。

答申文1~5朗読

以上でございます。

記の1と2についてですが、労使の間で合意が得られず、目安を定めるに至りませんでしたが、地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため公益委員見解が提示されたものです。91ページをご覧ください。引き上げ額の目安は、全国加重平均902円の3.1%に当たる28円でランク別の差はなく、すべて同額でございます。公益委員見解を取りまとめるに当たっては、賃金に関する指標、消費者物価、名目GDP、企業利益、有効求人倍率、失業率、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率の引き上げなど様々な要素を総合的に勘案し、最低賃金を含めた賃金の引き上げにより経済の好循環を実現させることや非正規雇用労働者の処遇改善が求められていることを特に重視して総合的に勘案し検討を行ったとあります。記の3としまして、中央最低賃金審議会としては、地方最低賃金審議会の審議結果を重大な関心を持って見守ることとし、公益委員見解を充分に参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するとあります。記の4には、政府において、中小企業・小規模事業者の継続的な賃上げのためには、生産性向上等のための支援や、取引条件の改

善等に引き続き取り組むことを強く要望するとあります。記の5には、行政機関が 民間企業に業務委託を行っている場合には、年度途中の最低賃金額改定となるた め、その履行確保を図るよう求める、とございます。

以上が、中央最低賃金審議会における目安答申の概要でございます。

○三井会長

はい、ありがとうございました。只今の説明につきまして、各側から何かご意見等 はございますでしょうか。労働いかがでしょうか。

○橋本委員

特にございません。

○三井会長

使側いかがでしょうか。

○中野委員

別にありません。

○三井会長

当方とも、「なし」ということでございまして、今後の専門部会の審議におきましては、この目安額を参考にして審議をお願いしたいと思います。それでは次に議事の(5)でございますが、賃上げしやすい環境整備のための支援策に移ります。事務局からご説明をお願いします。

○狭間賃金室長

はい。最低賃金の引上げに伴う環境整備のための中小企業・小規模事業者に対する支援策についてです。本日、資料No.9、通し番号で申しますと 71 ページに中小企業・小規模事業者に対する支援策のご案内、また資料No.10-1 から 10-4、通し番号 75 ページ以降に令和 3 年度業務改善助成金のご案内、他働き方改革推進支援助成金の資料をお付けしてございます。賃金引き上げのための支援策の概要、支給要件および具体的な活用事例について説明をさせていただきたいと思います。

本日、中国経済産業局産業部中小企業課から中井 靖課長補佐、また、広島労働局 雇用環境均等室から神鳥哲也専門監督官にお出で頂いておりますので、説明の時間を 頂いてよろしいでしょうか。

○三井会長

はい、結構です。それでは、最初に中国経済産業局、次いで広島労働局の順でお願いしたいと思います。

〇中井 靖 課長補佐

それでは失礼いたします。中国経済産業局の中井と申します。よろしくお願いいたします。日頃から、経済産業省の施策運営にあたりまして、ご理解いただきましてありがとうございます。本日もこのような場を設けてくださってありがとうございます。今回のお題として、中小企業が賃金引上げに対しての支援策の概要ということで伺っておりますが、当初の考え方というか施策の方がコロナ禍で大変厳しい状況の中で、そういった厳しい経営環境に直面している中小企業が今後賃上げをしやすいような環境を整えていくということが重要であるということで、これからいくつか制度を説明させていただくのですが、そういった制度を通じて中小企業の皆さんの生産性向上を図っていただいて、その後押しをすることで賃上げをしやすい環境を作っていくようなことを考えております。従いまして、賃金そのものを補助するという格好ではないのですが、生産性向上等を通じていろいろ事業拡大、事業環境の改善、ひいては賃金の引上げにつながっていく、そうったイメージかなと思っております。それでは先ほどの資料の71ページからになります。

(資料説明)

○神鳥専門監督官

失礼します。広島労働局雇用環境均等室の神鳥と申します。よろしくお願いいたします。私の方からは先ほど室長の話の中でもありました業務改善助成金を改正するという説明会が今週月曜日にありまして、8月1日から新しい形で業務改善助成金が使いやすくなったことで説明させていただきます。資料No.10、75ページ以降となります。

業務改善助成金という制度が設けられた趣旨ですが、中小企業が機械設備など導入 や専門家のコンサルティング、人材教育育成を行っていただいて、業務の効率化を図 っていただいて、現在勤務している事業場内の最低賃金の方の賃金額を一定額引き上 げていただいた場合の機械設備、コンサルティング料の一部を助成するといった制度 でございます。

(資料説明)

○三井会長

はい、ありがとうございました。只今の説明に対して、質問等はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

(発言無し)

○三井会長

はい、それでは今後の審議に際しましては、今ご説明のあった支援策等を踏まえつつ、審議を進めていきたいと思います。その他、次第の3その他ですが事務局から何かございますでしょうか。

○吉川賃金室長補佐

はい、それでは今後の審議会の開催日程についてお伝えいたします。本日このあとから開催されます第1回広島県最低賃金専門部会の審議状況によっては、今後の開催日程の調整を図らせて頂くことになるところではございますが、事務局の案としましては、各委員のご都合等を勘案いたしますと、次回の本審は8月5日木曜日の午後3時からの開催ということにさせて頂きたく存じます。只今、事務局案、と申し上げましたように、これはあくまでも現時点での予定でございまして、専門部会の審議状況等によっては変更があり得ることをお含みおき頂きたく存じます。なお、日程に変更がある場合は、早めにお知らせいたします。

○三井会長

ありがとうございました。それでは、次回の本審は8月5日木曜日の午後3時からの開催予定とさせて頂きたいと思います。但し、事務局のご説明にもございましたように、今後の専門部会の審議状況次第では日程がずれることもありますので、各委員におかれましては、この点、あらかじめご承知おき頂きたいと思います。事務局は準備の方よろしくお願いいたします。

○吉川賃金室長補佐

はい、承知いたしました。次回本審の会場は、高等検察庁が入っております法務総合庁舎の12階共用第1会議室となっております。初めて使う会場になろうかと思いますので、ご注意をお願いします。

○三井会長

はい、それでは次回の審議会は、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人又は団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見交換が損なわれるおそれがありますので、非公開としたいと思います。

そのほか、全体をとおして、ご意見等ございませんか。よろしゅうございますでしょうか。事務局、何かございませんか。

○狭間賃金室長

ございません。

○三井会長

はい、それでは、これをもちまして第535回広島地方最低賃金審議会を閉会とさせ て頂きます。暑い中、皆様、どうも、お疲れ様でございました。